

学事第381-1号
令和3年6月18日

各私立専修学校・各種学校設置者様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

まん延防止等重点措置期間における私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

国は6月17日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を7月11日まで延長することを決定しました。

これに基づき、県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置期間における県立学校の対応」（添付資料1）を決定しました。

私立専修学校及び私立各種学校におかれましては、まん延防止等重点措置の対象区域に関わらず、県立学校における対応を参考に各学校の実情に応じて適切な対応を取られるようお願いいたします。

また、私立各種学校のうち小・中学校の課程に類する課程を置く学校におかれましては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考に、適切な対応を取られるようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年6月18日付け教高指第790号

「まん延防止等重点措置期間における県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年6月18日付け教義指第398号

「まん延防止等重点措置期間における市町村立学校の対応について（通知）」

担当：総務部学事課 専修各種学校担当
電話：048-830-2562